

2024(R6)年度 鳥取県広域移動販売支援事業費補助金

移動販売エリアが県内の複数市町村にまたがる移動販売事業者を支援します。

※移動販売エリアを単独市町村とする事業者については、鳥取県買物環境確保推進交付金で対応（市町村経由）

1. 移動販売車等導入支援

特に中山間地域や店舗が不足している地域において必要な食料を中心とした生活物資を供給し、県内の複数市町村にまたがるエリアで販売する移動販売車等の導入等を支援

- 1) 補助対象経費** (1) 車両の購入又はリースに要する経費、(2) 事業に必要な設備・備品等の購入、リース、修繕に要する経費、(3) 上記(1)と一体的に実施される事業（PR活動等）に要する経費、(4) その他事業に必要な経費
- 2) 事業実施主体** 県内の複数市町村にまたがる移動販売事業を行う者
- 3) 県補助限度額** 1台あたり500万円（補助率：1/2）
（更新は1台あたり300万円（補助率：1/3））



2. 移動販売車運営費支援

特に中山間地域や店舗が不足している地域において必要な食料を中心とした生活物資を供給し、県内の複数市町村にまたがるエリアで販売する移動販売車の運営費を支援

- 1) 補助対象経費** 燃料費/車検費用/修理費/備品購入費（冬用タイヤ等）
- 2) 事業実施主体** 県内の複数市町村にまたがる移動販売事業を行う者
- 3) 県補助限度額** 1台あたり100万円（1年目）、70万円（2年目）、40万円（3年目以降）
（補助率：1/2）

		交付1年目	交付2年目	交付3年目以降
交付額	一般	補助対象経費×1/2 上限1,000千円/台	補助対象経費×1/2 上限700千円/台	補助対象経費×1/2 上限400千円/台
	特例	活動地域内に事業所がある中小企業者で見守り協定業者かつ辺地等集落対象事業者 ・補助対象経費×1/2（上限1,000千円/台）		

<共通事項>

(注1) 食料品（加工食品、生鮮食品）及び日用品に係る広範（概ね10品目以上とし、日本食品標準成分表2020年版（八訂）表1「食品群別収載食品数」に定める食品群の一類を一品目とみなす。）かつ多数の商品を積載し、予め定めた販売ルートに従い、恒常的に移動販売を実施する移動販売車を対象とする。

(注2) 補助限度額は、「補助対象経費」欄に掲げるものに対する補助金の合計額で適用する。

(参考) 移動販売支援の見直し内容（令和6年度～）

【単独市町村内】

これまで県で詳細を定めていた移動販売支援（鳥取県中山間地域買物支援事業費補助金）を「鳥取県買物環境確保推進交付金」制度に包含し、市町村の実情にあわせた支援を行う。（⇒市町村が行う移動販売支援に対し1/2を支援）

【複数市町村内】

特に中山間地域において市町村をまたぐ移動販売事業者について実情に合った運営費支援を行うため、補助率を継続的に1/2に統一するとともに支援年限を撤廃。